

昭和の森ゴルフコース・ジュニア利用規則 (高校生)

【ジュニアの定義】

第1条 当ゴルフコースで定めるジュニアとは小学生以上 高校生以下とします。確認は学生証等の提示をもって行います。

【適用の範囲】

第2条 本規則は、前条に定義するジュニアのうち、高校生に適用します。

【責任者の定義】

第3条 当ゴルフコースで定める責任者とは、保護者または所属高校あるいは所属クラブの責任者となります。

【責任者の同意義務】

第4条 当コースを利用する場合、責任者の同意が必要となります。

【利用者の履行義務】

第5条 所属高校の指定制服あるいはブレザーなどの上着を着用の上、来場する。
2. 受付署名時に責任者の同意書を提出する。
3. ラウンド中、常にルールブックを携行する。
4. ゴルフバッグ搬送は、セルフ(通称 かつぎ)でおこなう。
5. 常に目土袋、グリーンフォークを携行しディボット、ボールマークの修復を行う。

【利用規則の適用】

第6条 当ゴルフコースをご利用されるジュニアは、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、昭和の森ゴルフコース利用規則によるほか、本利用規則に従ってご利用いただきます。

【利用契約の成立】

第7条 責任者は、本利用規則をご確認の上、下記の同意書に署名し来場時に提出してください。それにより当ゴルフコースは署名者の利用施設をお引き受けすることになります。利用引き受け後でも、昭和の森ゴルフコース利用規則第4条を適用します。

【責任者の責任】

第8条 ジュニア全ての行動・行為は、責任者の責任として昭和の森ゴルフコース利用規則が責任者に適用されます。

【危険防止責任とエチケットマナーの厳守】

第9条 ジュニアは、常に危険防止に注意をはらうとともにエチケットマナーを守り、自己の責任でプレーをしていただきます。

【違背の場合の責任】

第10条 ジュニアが昭和の森ゴルフコース利用規則第20条に定める事故を発生させた場合、あるいは被害を受けた場合は、責任者に昭和の森ゴルフコース利用規則第20条を適用いたします。

付 則 この規約は平成13年10月1日から施行いたします。
この改正は平成28年8月1日から施行いたします。

規 則 同 意 書

私は、昭和の森ゴルフコース利用規則および昭和の森ゴルフコース・ジュニア利用規則
(高校生)に従って、昭和の森ゴルフコースを利用することに同意いたします。

コース利用日	コース名	スタート時間
年 月 日 ()	アウト・イン	時 分
責任者氏名(署名)	責任者住所・連絡先電話番号	
	〒 TEL: - -	
ジュニア氏名	ジュニア住所・連絡先電話番号	
	〒 TEL: - -	
責任者住所(学校名、クラブ名)		
ジュニア生年月日	年 月 日 (歳)	